

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

5 年 3 月 31 日

津山市議会議長 殿

津山市議会議員 政岡 哲弘

津山市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、交付を受けた政務活動費について、下記のとおり報告します。

記

1 収 入

政務活動費の総額 600,000 円

2 支 出

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費 要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0 円	
研 修 費 会 議 費	0 円	
広 報 費	646,092 円	議会報告
広 聴 費	0 円	
資 料 作 成 費	0 円	
資 料 購 入 費	0 円	
人 件 費	0 円	
事 務 所 費	0 円	
合 計	646,092 円	

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残 余

政務活動費の総額—支出の総額 600,000 - 646,092 = -46,092 円

費目別一覧表

費目名 3. 広報費

年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	備 考
22 7 4	議会報告29号作成	82,500 円	3500枚
7 21	議会報告28・29号送信	158,340 円	1885枚
9 26	議会報告30号作成	82,500 円	3500枚
12 28	議会報告31号作成	82,500 円	3500枚
23 1 10	議会報告30・31号送信	157,752 円	1878枚
3 14	議会報告32号作成	82,500 円	3500枚
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合 計		646,092 円	3 月 14 日現在

※費目ごとに各支出伝票を整理し、その表紙としてご活用ください。

様式第3号 (第3条関係)

支出伝票

支出日	令和 4年 7月 4日		
費目	1. 調査研究費、要請・陳情活動費 2. 研修費、会議費 3. 広報費 4. 広聴費 5. 資料作成費 6. 資料購入費 7. 人件費 8. 事務所費	金額	82,500 円

支出内容	議会報告 No.29 (3,500 枚)
------	----------------------

領収書等貼付欄 (支払証明書等は裏に添付のこと)

領収証 RECEIPT	No. 010585	
	R4年 7月 4日	
政岡 哲弘 様		
金額	百万 4 千 82500 円	現金 小切手
但し 議会報告 Vol.29 3,500枚印刷代として、 上記の金額正に領収いたしました		
	有限会社 片山印刷所 〒708-0042 岡山県倉敷市新倉町8番地 TEL (0868) 22-41229(代)	取扱者 

津山市議会議員

政岡あきひろ

議会報告

津山市の皆様には議会活動などをわかりやすく報告し、市政に関心を持っていただくために発行しています。この報告紙は政務活動費で発行しています。

ごあいさつ

津山市民の皆様、いつもお世話になっております。「政岡あきひろの議会報告第二十九号」が出来上がりましたので、ご覧いただければ幸いです。

いつも申し上げておりますが、この議会報告は一年に四回開かれる津山市議会の本会議が終わる度に作成しています。新聞や広報誌、或いはYouTubeなどでは解らない、津山市議会の様子や私の議員活動の内容について、リアルな内容をお伝えするために作成しています。



質問の項目

さて、令和四年六月議会では、二期目を迎えた谷口市長の市政方針（所信表明）が示されました。私は、この内容を精査したうえで、その中で自らが最も重要な柱であると考えている、人づくりと行財政改革の断行について、市長の考えを質しました。

続いて、この三月二十六日午後四時頃から翌日の二十七日午前十一時頃まで、約十八時間に渡って燃え続けたエコ商事の火災について、市民の生命と財産の保全という視点から、ここに至るまでの経緯に関する行政のあり方について質問しました。

具体的な内容

①人づくりと、行財政改革の断行
私は、日頃からことある毎に述べておりますが、何をしても人が良くなければ物事は上手いかな、と考えています。そ

のことは、我が会派未来において「人さえ良ければ」という言葉で共有されている思いでもあります。

それは、約二十年前に渡り自治会活動に取り組んで来た私が、心底から感じる実感です。本当に、人さえ良ければ難しい取り組みや詳細に渡るルール作りなどは必要ありません。まさに、人づくりの大切さは、私が自らの長い活動を通して確信した思いです。

今回は、そのような視座に立ち、高い倫理観に裏付けられた高い住民意識の醸成の必要性と、その為の施策実施について市長の考えを質しました。

②院庄地区で発生した火災の背景にあるもの

続いて私は、行政の一番の使命である市民・住民の生命と財産の保全という視座に立ち、本年三月二十六日（土）午後四時頃から翌日の二十七日（日）午前十一時頃まで、約十八時間にわたり燃え続けた、産業廃棄物処理などを営業品目としている事業所（エコ商事）の火災に関する質疑を行いました。

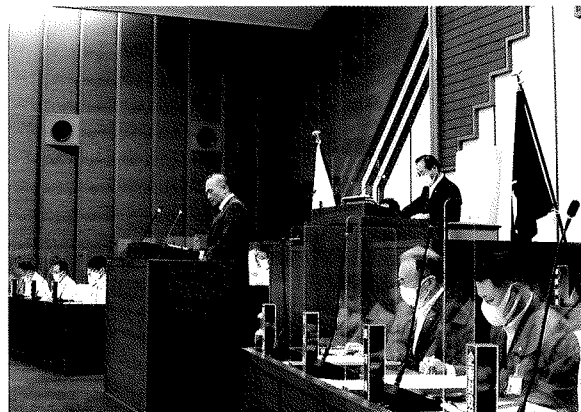
それは、この火災が単に一つの事業者が起こした火災に留まらない、深い意味と問題を含んでいるからです。そもそも、この事業所が吉井川堤防の砂利採取場跡地に立地し操業するまでの間には、行政によ

されるべき項目が幾つも見過ぎてきたのではないかと、という疑念が湧きました。

一方、この火災についてはテレビのニュース等でも報道されましたので、燃え盛る炎や大きく広がっていく煙の様子を覚えておられる方も多いのではないかと思います。

実際、大量に山積みされたプラスチック系の廃材等から発生したと思われる、鼻を突くような異臭を伴う煙は、周辺地域に留まらず城西地区あたりまで届いていたという声も聴きました。

何よりも、明らかに有害と思われる異臭を伴う煙に包まれない火災への不安を抱えつつ、夜を明かした地域住民の皆様の中には察するに余りあるものがあります。



▲裏面に続く

会派未来

発行 政岡あきひろ事務所
活気ある津山へ 未来志向改革!!

〒708-0014 津山市院庄 621-2
Tel. 0868-28-0501 Fax. 0868-28-4437
E-mail masaokape@ebony.plala.or.jp

市議会の内容は津山市役所ホームページから配信しております。
[URL] <https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=392>

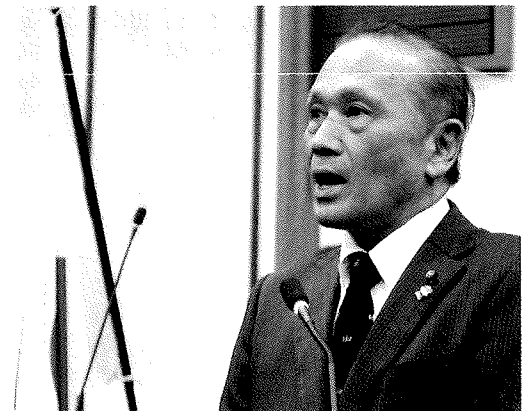
ところで、先程も述べましたがこの事業所は、地元住民からしてみれば本当に「いつの間にか」という感じで現地に立地し操業し始めました。私は、そのようなところに数々の問題が潜んでいると考えています。

そこでまず、火災を起こしたエコ商事という会社の商業登記簿を確認してみました。同社の設立登記は平成二十七年一月十五日になっており、一番から十三番まで事業項目が掲げられていました。その中には、古物営業や金属くず取扱業の他に一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業が含まれていました。

ここで、一般廃棄物処理業は津山市が許可権者です。また、産業廃棄物の許可権者は岡山県になります。同社は津山市神戸五五三番地四を本社としており吉井川沿いの現地の他に、院庄九二一番地一でも操業していますが、正式にそれらの営業許可を得ているのかということが、まず、大きな疑問として浮かびました。

また、産業廃棄物の処理施設を作るためには、地元説明会などクリアしなければならぬ様々な手続きがある筈ですが、当該事業所ができるまでにそのような地元説明会などが行われた形跡はありません。

私は、確認のために美作県民局の管理課を訪れ担当者に問い合わせてみましたが、吉井川沿



いの当該箇所にそのような施設（産業廃棄物処理施設）を構築する目的で出された申請や届け出は無いという答えでした。

一方、現在つまれているプラゴミのようなものは、古物営業として扱う有価物として捉えているということでした。しかしながら、現場では堤防の法面を埋めて使用しているにも関わらず、河川法上必要な申請や届け出もなされていないということが、私の問い合わせで初めて分かったようなことでした。管理者である岡山県の姿勢や認識にがっかりしました。

この他にも、農地転用の申請の際における確認の不備や、新たな事業用地として使用するために必要と考えられる開発許可申請及び、そのことに付随する関係諸法令のクリアなど、たくさん問題点があることを指摘しました。

答弁内容

市長からは、持続可能な社会構築のためには地域で活躍する人材の育成が不可欠であり、重点目標の一つとしているという答弁がありました。具体的には、地元企業の見学・体験を行う「津山エリアオープンファクトリー」や身近な地域・地元の先輩に学ぶ「中学生こみゆ」、津山の歴史や伝統を学ぶ「津山郷土学」の実施に加え、市内の高等学校が行う地域課題研究への取り組み支援等を推進し、児童・生徒はもとより、それに関わる地域住民の皆様の愛着や誇りの醸成が進展し、住民意識の高揚に繋がると考えている、という答弁がありました。

また、多様化するニーズに対応し、効率的な行政運営の構築を目指すため、DXを推進することなどにより住民サービスの向上を図り、公民連携による「活性型の行革」に取り組む不転の決意が示されました。

一方、エコ商事に関する質疑では、基本的に私の指摘した問題や課題を認める答弁が続きました。今後も内容を精査しながら、課題の解決や今後に活かすための取り組みをしていきたいと考えています。実は、このようなことは全国どこにでも起きうることです。代表的な事例が、昨年熱海市で発生した土石流災害だと思えます。

許可権者が県だとか市だとか、或いは事業者や地権者がややこしい相手だからという理由で、その時々にはできなかったはずの行政としてのチェックやするべき指導を行わなかった結果が、あのような大参事を招いたことは、その後の第三者委員会による検証結果の報告でも明言されています。私は、そのことも指摘しておきました。

終わりに

これからも、市民の皆様の思いを形にし、子供や孫たちの世代にわたって津山市が県北の拠点都市として生き残っていけるように、しっかりと取り組んでいく所存です。今後ともよろしくお願いいたします。



未来派会



様式第3号 (第3条関係)

支 出 伝 票

支出日	令和 4年 7月 21日		
費 目	1. 調査研究費、要請・陳情活動費 2. 研修費、会議費 3. 広報費 4. 広聴費 5. 資料作成費 6. 資料購入費 7. 人件費 8. 事務所費	金 額	158,340 円

支出内容	議会報告 No28・No29 (1,885 枚) 送信費
------	------------------------------

領収書等貼付欄 (支払証明書等は裏に添付のこと)

領 収 証

政岡あきひろ 様 No. _____

★ ￥ 158,340-

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

但 議会報告 1885通分として

2022年 7月 21日 上記正に領収いたしました

津山市院庄954-3
院庄簡易郵便局
電話 0868 (28) 1996
郵便番号 708-0014

収入印紙



領収書

第 181249-16 号

おなまえ	政岡 あきひろ 様		<領収内訳>	<備考>						
受領金額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>58</td> <td>340</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	58	340	円	現金	円
百万	千	円								
1	58	340								
	内消費税額	円	小切手	円						
※ 金額欄を訂正しているものは無効です			切手	円						
			証紙	円						
			キャッシュレス決済	円						
			(決済ブランド名:)	円						

お取引の内容	
郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 (別納 計器予納金 受取人払 着払 その他)
貯金	
保険	保険料の払込み 保険証券(書)の記号番号 払込期間及び払込月数
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他()

上記の金額を、確かに領収いたしました。

2022年 7月 21日

日本郵便株式会社

(所在地：東京都千代田区大手町2丁目3番1号)

取扱郵便局 院庄簡易郵便局 郵便局

電話番号 0868-28-1996

取扱者氏名

【郵便局】
収入印紙

課税相当額
以上貼付

取扱者
印

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 181249-16 号

様式第3号 (第3条関係)

支出伝票

支出日	令和 4年 9月 26日		
費目	1. 調査研究費、要請・陳情活動費 2. 研修費、会議費 3. 広報費 4. 広聴費 5. 資料作成費 6. 資料購入費 7. 人件費 8. 事務所費	金額	82,500 円

支出内容	議会報告 No.30 (3,500 枚)
------	----------------------

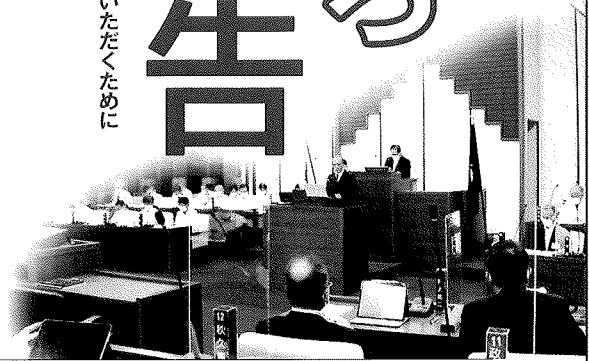
領収書等貼付欄 (支払証明書等は裏に添付のこと)

領収証 RECEIPT	No. 010608	
	R4年 9月26日	
政岡 哲弘 様		
金額	百万 4 千 82500 円	現金 小切手
但し 議会報告 Vol.30・3,500枚印刷代とし、上記の金額正に領収いたしました		
		取扱者
有限会社 片山印刷所	〒708-0042 岡山県津山市新芝町8番地 TEL (0868) 221229	

津山市議会議員

政岡あきひろ 議 会 報 告

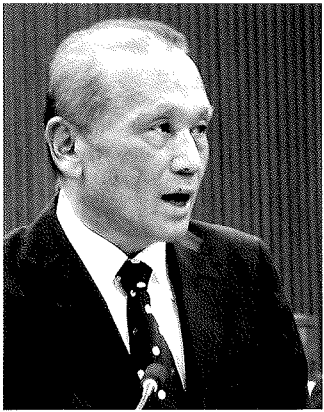
津山市の皆様には議会活動などをわかりやすく報告し、市政に関心を持っていただくために発行しています。この報告紙は政務活動費で発行しています。



いあいさつ

津山市民の皆様、いつもお世話になっております。「政岡あきひろの議会報告第三十号」が出来上がりました。是非、ご覧いただきたいと思えます。

この議会報告は、一年に四回開かれる津山市議会の本会議が終わる度に作成しています。新聞や広報誌、或いはYouTubeなどでは伝わらない津山市議会の様子や、私の議員としての活動内容について、なるべく分かり易くお伝えするために作成しています。



質問の項目

この九月議会では、まず市長の市政方針に関して、DXの推進による行財政改革の推進について議論を深めました。

続いて、行政の最大の責務といえる市民の生命と財産の保全という視点から、先の六月議会に引き続き、今年三月に院庄地区で発生したエコ商社の火災に関する問題点について、執行部を質していききました。

具体的な内容

①DXの推進による行財政改革の断行

私は、何をするにも人が良くなければ物事は上手くいかないと考えています。このことは、会派末来としても常に提言し、先の六月議会でも人づくりと行財政改革の断行の必要性を質しました。

その際、市長からDXの推進により、行財政改革の断行を図るといった旨がありましたので、

この九月議会ではその具体的な内容について議論を深めました。そのうえで、議会での執行部のタブレット端末等の導入の必要性に言及しました。

②市民の生活と安全を守る施策実施

改めて確認しておきますが、本年三月二十六日に院庄地区でエコ商事による火災が発生し、延べ二日間に渡り約十八時間も燃え続けました。

この火災では、隣接する施設への類焼が危ぶまれ、大量に山積みされたプラスチック系の廃材等から発生した、異臭を伴う煙による影響は本市の西部地域の広い範囲に及びました。

私は、先の六月議会において、この火災が単に一つの事業者が偶然起こした火災という位置づけでは、済まされないものであることを指摘しました。

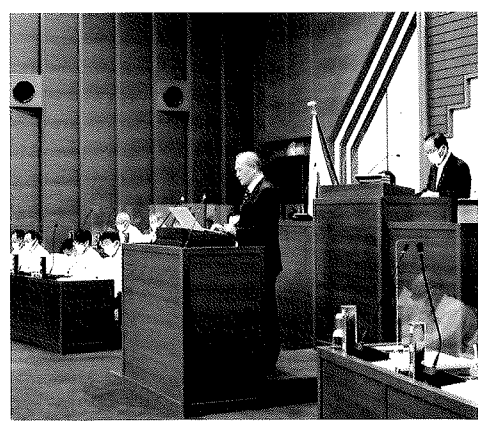
その背景には、ここに至るまでに行政による適切なチェック機能が適切に働いていたのかという疑問があります。結果的に六月議会では、何点かの具体的な問題点が浮かび上がりました。

一方で、それらの問題点については、専門的な知識や見解に基づく検証が必要です。他方、本会議における質問時間は一人三十分という制約がありますので、的を絞って質疑する必要があります。したがって、今回は農地転用に関する流れを中心に問題点を検証し、今後の方向性を伺いました。

また、この問題に関しては、我が国における廃棄物行政における問題が内在していることも解ってきました。それは、今回深刻な火災を起こしたエコ商事のように、産業廃棄物処理の許可を持たない業者（古物営業や金属くず取扱業に基づく認可のみ）によって、本来産業廃棄物の範疇に入るべき「再生資源物」といわれるグレーゾーンの物品の取り扱いが、半ば公然と行われていることです。

実は、先の六月議会の後、私の質問の様子を見ておられた、津山市再生资源事業協同組合の役員の方から連絡をいただきました。そして、産業廃棄物処理業界を取り巻く現状と、早急な法整備の必要性等について事情を聴取し、意見交換をさせていただきました。

私は、この九月議会では、そうした業界の現状を訴え、大きくは国による法整備を促す取り



▲裏面に続く

未来派会

発行 政岡あきひろ事務所
活気ある津山へ 未来志向改革!!

〒708-0014 津山市院庄 621-2
Tel. 0868-28-0501 Fax. 0868-28-4437
E-mail masaokape@ebony.plala.or.jp

市議会の内容は津山市役所ホームページから配信しております。
市議会 URL <https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=392>

組みを、また目の前の現状に対応するためには、本市が進んで条例を制定するべきであると執行部を質しました。以上が、主な質問内容です。

答弁と詳細な質疑の内容

①DXの推進と行財政改革について

まず市長から、自治体DXの推進による行財政改革への取り組み方針が示されました。現状のプロセス全体を見直したうえで、デジタル技術を活用しながら、業務を可視化することから取り組むというものでした。私も、その方向性で良いと考えていましたので、積極的な取り組みを求めておきました。

続いて、議会におけるDXの推進に言及しましたが、議会における情報端末の適所配置に関しては、DX推進の取り組み全体の中で研究するという、やや積極性に欠けるものでした。これに関しては、その意義と必要性をさらに説き、積極的な取り組みを促しました。

②エコ商事に関する許認可業務の精査と産業廃棄物処理に関する法整備の必要性について

先の六月議会において、許認可業務に関する問題点が何点か抽出されましたので、今回は、その中から、エコ商事の農地転用が許可される流れについて、検証しました。

やはり、当初の段階において



事業者の資質や事業目的、さらには、目的地の利用に関する入念な照査という点において、十分ではなかったという主旨の答弁がありました。具体的には、申請時に必要な書類が表面的に整えられていたので、形式的なチェックのみで許可したというものでした。

しかしながら、当該地は申請した土地のみではなく、既存の土地と一体化した開発許可申請が必要な案件であることは、少し注意すれば見抜けたはずですが、これに関しては、質疑の中で執行部も認める形になりました。そのうえで、今後においては、関係各部署の連携を今以上にはかり、適切な判断ができるようにして行きたいという姿勢が示されました。

そのことを踏まえ、私は、開発許可申請における許可権者は岡山市であり、現在の使用形態は明らかに問題があるので、岡山市に対して厳正な対応を促すように求めました。これについては、本年度から就任された葉村副市長が元県職員でもあり、そのパイプも生かして取り組み

ようにお願いしました。副市長からは、引き続き適切に取り組みたいという答弁をいただきました。

さらにいえば、これは単に院庄という一地域の問題ではありません。本市のどこかで、いつ起きても不思議ではない問題です。私は、そのことを踏まえ、今後市民や地域住民の不安が少しでも軽減されるように、この問題の検証を継続していくことを執行部に申し入れました。

一方、廃棄物処理に伴う法整備の必要性に関する質疑では、全国的に繰り広げられている、正式な産業廃棄物処理業者ではない業者による営業実態や、杜撰な物品管理の状況などに言及したうえで、早急な法整備の必要性を訴えました。この際、鳥取県・千葉県・岐阜県などにおいて、既に条例を制定して取り組まれている事例を紹介し、地方自治体として取り組むべき方向性も示唆しました。

実際、そのような先進自治体では、現状のように古物営業や金属くず取扱業の業者が、明らかに産廃と思われる物品を「有価物」として取り扱っている状況を憂慮し、扱物品が何である、適正な保管と管理が必要であるという視点から、条例を制定して取り組んでいます。

私は、そのことを強く訴え、津山市が率先して条例制定に動く必要性と、県や国に対して早急な法整備を求めることの重要

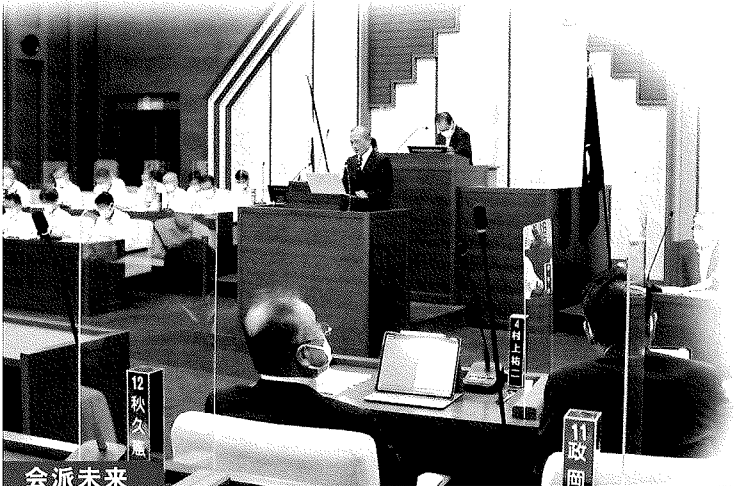
性について執行部を質しました。

執行部からは、他県の事例などを把握し、まずは岡山市に現状を伝え検討するという答弁がありました。私は、さらなる積極的な姿勢を求めました。

最後に市長から、今後においても危機事象の未然防止に、対策を強化していきたいという主旨の答弁がありました。

終わりに

これからも、市民の安全安心にかかわる問題については、継続して取り組んでいくつもりです。また、市政に対する市民の皆様のご意見も、しっかりと届けていきたいと考えています。今後とも、ご指導ご鞭撻よろしくお願ひいたします。



様式第3号 (第3条関係)

支出伝票

支出日	令和 4年 12月 28日		
費目	1. 調査研究費、要請・陳情活動費 2. 研修費、会議費 3. 広報費 4. 広聴費 5. 資料作成費 6. 資料購入費 7. 人件費 8. 事務所費	金額	82,500 円

支出内容	議会報告 No.31 (3,500 枚)
------	----------------------

領収書等貼付欄 (支払証明書等は裏に添付のこと)

領収証 RECEIPT	No. 010649	
	R4年 12月28日	
正岡 哲弘 様		
金額	百万 千 円	現金 小切手
	¥ 82,500	
但し 議会報告 Vol.31、3,500枚印刷代と200円 上記の金額正に領収いたしました		
		有限会社 片山印刷所 〒708-0042 岡山県津山市新老1-8番地 TEL (0868) 20-4229(代)
		取扱者

津山市議会議員

政岡あきひろ 議会報告

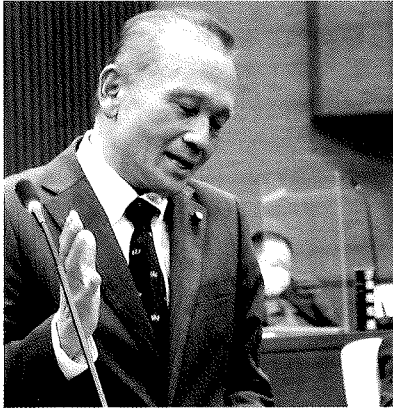
津山市の皆様には議会活動などをわかりやすく報告し、市政に関心を持っていただくために発行しています。この報告紙は政務活動費で発行しています。



いあいやり

津山市民の皆様、いつもお世話になっております。「政岡あきひろの議会報告第三十一号」が出来上がりました。ご覧いただければ幸いです。

また、年末の十二月議会を終えて作成したこの議会報告が、皆様のお手元に届くころには、新しい年を迎えていることと想います。改めて、旧年中のご指導ご鞭撻に感謝し、引き続き変わらぬご理解・ご支援をいただ



きますよう、よろしくお願いたします。

さらに、この議会報告は、一年に四回開かれる津山市議会の本会議が終わる度に作成しています。新聞や広報紙、或いはYouTube等の媒体では伝わらない津山市議会の様子や、私の議員としての活動内容について、なるべく分かり易くお伝えするために作成しています。

質問の項目

十二月議会での主な質問項目は、大きく二点についてです。

まず、市長の市政方針に関する事項から、津山まちじゅう博物館構想をテーマにとりあげ、この構想により市長が実現したい津山のまちづくりの方向性と将来像を質しました。

それから、そのような施策実施の内容について、より分かり易く市民に説明する必要性と手法について、さらには、本市が

行う事業実施の際における市民からの意見集約のあり方について議論を深めました。

もう一点は、市民の生活と安全を守るための施策実施という視点から、二〇二二年の三月二十六日に院庄地区において十八時間（延べ二日間）に渡る深刻な火災を発生させた、エコ商事に関する問題について執行部を質しました。

具体的な内容

(1) 市長の市政方針に関する事項
津山まちじゅう博物館構想の
ねらい

谷口市長は、津山まちじゅう博物館構想によって津山をどのようなにしていきたいのか、分かり易く具体的な説明を求めました。

●事業実施における分かり易い
市民への説明のあり方

この構想ばかりでなく、本市の施策実施の際における市民に対する説明については、キャッチコピー的な表現を用いるなど、さらに分かり易くすることが大切で、これに対する市長の考え方と今後のの方策を質しました。

●市民からの意見集約のあり方

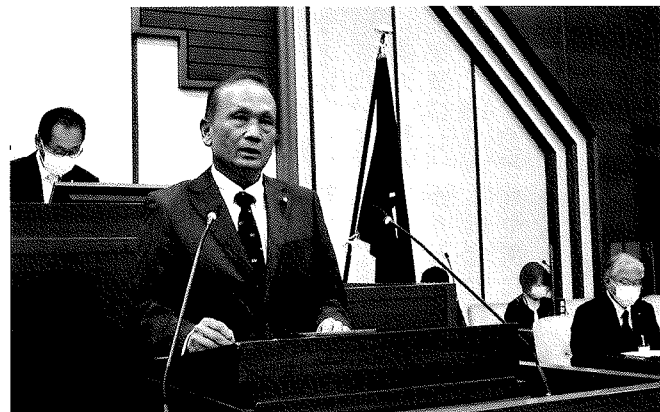
新たな事業実施の際に行われる市民からの意見集約を図る取り組みについては、胸襟を開いた柔軟な姿勢で、ユニークで多様な意見がしつかりとくみ上げられるような体制で臨む必要があり、このことに対する執行部の考え方を質しました。

(2) 市民の生活と安全を守る施策
実施

●エコ商事の深刻な火災事例の
現状と課題の検証

私は、この問題に関して、三月二十六日の火災発生直後から様々な調査や聴き取りを行い、六月議会において「これは、一事業者が偶然起こした火災というような、簡単な問題ではない」と指摘し、背景やそこに至るまでの問題点の検証の必要性と、的確な対応や対策が必要であることを訴えました。

その後、九月議会・十二月議会と本事案の課題に対して的を絞って、執行部を質して来ましたが、この十二月議会では次のような点について議論しました。
当該事業所には、火災により



▲裏面に続く

会派未来

発行 政岡あきひろ事務所
活気ある津山へ 未来志向改革!!

〒708-0014 津山市院庄 621-2
Tel. 0868-28-0501 Fax. 0868-28-4437
E-mail masaokape@ebony.plala.or.jp

市議会の内容は津山市役所ホームページから配信しております。
[URL] <https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=392>

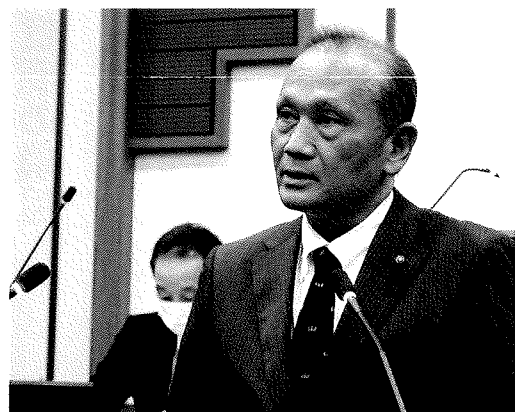
燃えカスとなった残渣が今も残されているが、それらは古物営業等で扱われるべき有価物といえるのかと、執行部の見解を求めました。

また、執行部からの報告では、同事業所は火災発生後操業を止めているということであったが、大阪や姫路ナンバーの大きなトレーラーが入り込んでおり、そのようなことに対する、実態把握の状況も確認しました。

さらに、多くの物品が露天で乱雑に置かれていた現場は土砂の地盤であり、一段掘り下げたような部分も見られる。そのような状況では、集められた物品や廃材などから出る有害な物質が、吉井川に流出する危険性がある。小田中浄水場の取水口は現場のすぐ下流にあり、津山市民の飲料水にまで影響が出る恐れがあることを、強く指摘しました。

執行部の答弁と今後の対応

市長からは、津山まちじゅう博物館構想に関して、まちづくり・ひとづくり・魅力づくりなど、取り組みが多岐に渡ることで、ことでは表現し辛いですが、特に力をいれたいことは、津山城跡を中心に城下・城東・城西地区を結ぶ歴史文化ゾーンを整備し、観光誘客・津山らしさ共有のための学習機会の充実による郷土愛と誇りの醸成と、景観・イン



フラの基盤整備である。という具体的な答弁がありました。

また、市民からの意見集約に関しては、既成概念にとらわれず、不可能として捉えるのではなく実現するためにどうしたら良いのかという姿勢で臨みたいという答弁でした。私は、そのことの徹底と、施策実施の際における具体的で分かり易い説明について、さらなる踏み込んだ取り組みを求めました。

一方、エコ商事に関する諸問題については、火災による燃えカスには再利用できないものもあるという見解が示され、これからの当該事業所の動向を注視していく執行部の姿勢を確認しました。

また、有害物質が流出することに対する懸念については、当該事業者による流出防止対策を講じる必要があるとの見解が示されました。

さらに、水道水については、常に安全な状況下での取水が求められ、二十四時間体制で監視しており、有害物質等が検出されれば取水を停止するという答弁がありました。一方、水源である河川の水質保全是重要と考えており、関係機関との連携強化に努めたいという答弁もありました。

私は、当該事業所が現地にできる際に適用されるべきであった開発許可申請に言及し、同申請の許可権者である岡山県との連携強化による対応を求めました。執行部を代表し副市長から、都市計画法や廃棄物処理法など、県が所管する事項については、速やかな情報共有により、連携強化を図りたいという答弁がありました。

さらに市長からも、関係機関との連携を深め、住民の皆さんが安心して暮らせるよう、適切に対応していきたいという答弁がありました。

この問題については、地域住民や津山市民の皆様にも、さらに注目していただきたいと考えています。私も、市民の皆様への安全・安心確保のために、引き続き精一杯取り組んでいく所存です。

終わりに

これからも、津山の豊かな自然環境に育まれた歴史と文化に根差したまちづくりを基本理念

とし、郷土愛と高い住民意識の醸成、学力向上とその為の子育て支援、地域で見守り支えあえる住民福祉施策の推進、定数削減をはじめとする議会改革とDX促進に基づく行財政改革の推進、津山の特性を活かした観光及び農林業施策を含む産業振興などに、一生懸命に取り組んでいきたいと考えています。

また、皆様方からのご意見・ご要望にしっかりと耳を傾けながら、活力ある県北の拠点都市津山を、子どもや孫たちの世代のために築いていけるように、精一杯取り組んでまいります。今後とも、変わらぬご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。



会派未来

活気ある津山へ
未来志向改革!!政岡あきひろ事務所
〒708-0014 津山市院庄 621-2
E-mail masaokape@ebony.plala.or.jpTel. 0868-28-0501
Fax. 0868-28-4437市議会の内容は津山市役所ホームページから配信しております。
URL <https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=392>
右記 QR コードから入る事ができます。➡

様式第3号 (第3条関係)

支出伝票

支出日	令和 5年 1月 10日		
費目	1. 調査研究費、要請・陳情活動費 2. 研修費、会議費 3. 広報費 4. 広聴費 5. 資料作成費 6. 資料購入費 7. 人件費 8. 事務所費	金額	157,752円

支出内容	議会報告 No30・No31 (1,878枚) 送信費
------	-----------------------------

領収書等貼付欄 (支払証明書等は裏に添付のこと)

領 収 証

政岡あきひろ様

No. _____

金額

¥ 157,752

但 議会報告 1878通分とて

2023年 1月 10日 上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

津山市院庄954-3
院庄簡易郵便局
電話 0868 (28) 1996
郵便番号 708-0014



領収書

第 181485-09 号

おなまえ	政岡あきひろ 様		<領収内訳>	<備考>
受領金額	百万	千	現金 円	
	¥ 157,752		小切手 円	
内消費税額		円	切手 157,752 円	
※ 金額欄を訂正しているものは無効です			証紙 円	
			キャッシュレス決済 円	
			(決済ブランド名:)	

		お取引の内容	
郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 (別納 計器予納金 受取人払) (着払 その他)	1種郵便 (@ 84 円) × 1878 (枚・個・通・件)	
		(@ 円) × (枚・個・通・件)	
		(@ 円) × (枚・個・通・件)	
		(@ 円) × (枚・個・通・件)	
		(@ 円) × (枚・個・通・件)	
貯金			
保険	保険料の払込み	保険証券(書)の記号番号	払込期間及び払込月数
		年 月期から 年 月期まで 年 か月分	年 月期から 年 月期まで 年 か月分
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他()	(申込書番号)	

上記の金額を、確かに領収いたしました。

2023 年 1 月 10 日

日本郵便株式会社

(所在地: 東京都千代田区大手町2丁目3番1号)

取扱郵便局

院庄簡易郵便局 郵便局

電話番号

0868-28-1996

取扱者氏名



【郵便局】
収入印紙

課税相当額
以上貼付

取扱者
印

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 181485-09 号

様式第3号 (第3条関係)

支出伝票

支出日	令和 5年 3月 14日		
費目	1. 調査研究費、要請・陳情活動費 2. 研修費、会議費 3. 広報費 4. 広聴費 5. 資料作成費 6. 資料購入費 7. 人件費 8. 事務所費	金額	82,500 円

支出内容	議会報告 No.32 (3,500 枚)
------	----------------------

領収書等貼付欄 (支払証明書等は裏に添付のこと)

領収証 RECEIPT	No. 010763	
	R5年 3月 14日	
政岡哲弘 様		
金額	百万 千 円 4 8 2 5 0 0	現金 小切手
但し議会報告 Vol.32 3,500枚 印刷代と22 上記の金額正に領収いたしました		
		取扱者
	有限会社 片山印刷所 〒708-0042 岡山県津島市新芝町8番地 TEL (0868) 22-4229(代)	

津山市議会議員

政岡あきひろ 議 会 報 告

津山市の皆様には議会活動などをわかりやすく報告し、市政に関心を持っていただくために発行しています。この報告紙は政務活動費で発行しています。

ごあいさつ

津山市民の皆様、いつもお世話になっております。「政岡あきひろの議会報告第三十二号」が出来上がりました。今回も是非ご覧いただきたいと思っております。

この議会報告は、一年に四回開かれる津山市議会の本会議の度に作成しています。したがって、一回の任期で十六号までを発行することになります。現在、私は二期目の任期を終えようとしていますので、この第三十二号



が任期中での最終号となります。

ここまですを振り返る時、皆様方から頂いたご指導ご鞭撻への感謝の気持ちが増えています。改めて、心よりお礼を申し上げます。また、次期に向けて一層の研鑽と精進を重ねていく覚悟も固めているところであります。

そのうえで、これまでこの議会報告を綴ってきた私の思いを、汲み取りながらお読みいただければ、幸せなことだと考えています。

質問の項目

この三月議会では、まず市長の市政方針に関して、ICT(情報通信技術)を活用した津山独自の施策実施の必要性について言及し、メタバースなど先駆的な取り組みを積極的に推進していくことを促しました。

一方、津山市民の安心と安全を確保するという観点から、昨年三月に院庄地区で発生したエ

コ商事の火災に関連するその後の状況や、本市としての危機管理体制のあり方などについて質問しました。尚、この質問に関しては、このような事例を再発させないためにも、継続して執行部を質していくことが必要であると考えています。

具体的な内容

市長の市政方針に関する事項

今日、ICTに関する技術革新は目覚ましいものがあります。とりわけ、VR(仮想現実)やAR(拡張現実)等の技術を基に、仮想空間の中で様々なコミュニケーション活動などを可能にする、メタバースに関する技術は日進月歩といった感じですよ。

私は、このメタバース空間を活用して、多様な人々が情報交換やコミュニケーション活動を行うことにより、本市の活性化に資する事業実施ができるのではないかと提案をいたしました。

続いて、議場におけるデジタル端末の整備状況の遅れを指摘し、本市が掲げているDXの推進による行財政改革の促進に関して、執行部を質してまいりました。

市民の生活と安全を守る施策実施

私は、行政における第一の使命は、住民の生命と財産を守ることだと考えています。このこ

とを念頭に、昨年三月に院庄地区で発生したエコ商事による火災事例から浮き上がる様々な問題について、執行部を質し続けています。

実際、発生から十八時間も燃え続けるという火災を発生させた当該事業所における物品の管理状況は、その後も全く改善されなかった様子がありません。多くの鋼材や廃材とみられるようなものが、地面の上に野ざらし状態で放置されている状況です。

先ほど、私が「執行部を質し続けています」と述べたのは、昨年の六月議会から継続して様々な問題点を指摘し、改善を求め続けているからです。

それほど、本事業には今回の火災が発生するまでの過程にける、様々な問題が潜んでいます。しかも、それらの多くは、先ほど



▲裏面に続く

会派未来

発行 政岡あきひろ事務所
活気ある津山へ 未来志向改革!!

〒708-0014 津山市院庄 621-2
Tel. 0868-28-0501 Fax. 0868-28-4437
E-mail masaokape@ebony.plala.or.jp

市議会の内容は津山市役所ホームページから配信しております。
[URL] <https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=392>

述べた行政の第一の使命である「住民の生命と財産を守る」姿勢を持ち、当該事業所の許認可申請などの業務にあたっては、防げたと考えられるのです。

今回は、まず事件発生から今までの行政の対応状況について、時系列に説明することを求めました。さらに、開発申請の許認可権者である岡山県や、警察との連携状況についても執行部を質しました。

一方、今回のエコ商事のような事例は、全国いたるところで見られます。今後、本市の別の場所において、同様の案件が起らないようにするためにも、再生資源物等の保管のあり方に関する、法整備が必要であることも強く指摘しました。

執行部の答弁と今後の対応

まず、情報通信技術を活用したDXの強力な推進については、令和三年三月に策定された「津山市デジタル社会の推進に向けた取り組み方針」に基づき、取り組みなどが示され、地域課題の解決などに、積極的に取り組んでいく主旨の答弁がありました。

一方で、議場へのデジタル端末の導入に関しては、消極的な答弁に終了したので、最後に市長に積極的な取り組みを求めました。これに関しては、市長の市政方針においても「デジタル



実装を強力に進める」ことが明記されていますので、そのような自治体に相応しい取り組みを求めたものです。

それから、エコ商事に関する質問では、ここまでの経緯と対応についての説明がありました。一方で、このようなクライシスに対応する部署は総務部危機管理室であることが再確認され、統括した責任者が総務部参与であることも確認しました。

そのうえで、現状における問題提起と対応状況について、一問一答形式で議論を深めていきました。答弁内容は、十分とはいえないものもありましたが、総務部危機管理室を窓口として、統括した対応を図る姿勢は示されました。

さらに、再生資源物の保管に関する法整備に関しては、関連する同種の事業所等について保管状況を把握し、業界団体及び関係者の理解を得ながら、岡山県等と必要な協議を行いながら、

取り組みでいく旨の答弁がありました。

私は、今後においても、エコ商事に関する問題については、現地の状況を注視しながら、取り組みでいきたいと考えています。また、必要と考えられる法整備についても、引き続き取り組みでいく所存です。

最後に市長から、住民の日々の生活が平穏におくれるように、国・県等の関係機関に対して必要な働きかけを行い、職員の危機管理意識の向上を図り、迅速な対応をしていきたいという答弁をいただきました。

終わりに

私は、以前から津山の豊かな自然環境に育まれた、歴史と文化に根差したまちづくりを基本理念として、政治活動を続けてまいりました。そのことは、これからも貫いて行きたいと考えています。

そのために、倫理観と郷土愛に裏付けられた質の高い住民意識の醸成が不可欠です。そこで、学力の向上とそのための子育て支援に取り組みます。そして、その母体となる地域社会における、地域で見守り合える住民福祉施策の推進を図りたいと考えています。

一方で、定数削減をはじめとする議会改革、DXの促進に基づく行財政改革は喫緊の課題です。また、そのような取り組みのエ

ンジンとなるべき産業振興については、津山の特徴を活かした観光・農林業振興策や、多様な視点から新たな産業を育成していくことも必要です。

これからも、皆様方のご意見・ご要望にしっかりと耳を傾けながら、それらの施策実施に取り組みでいきたいと考えています。何よりも「当たり前」のことをちゃんとやる」筋を通す生き方を貫く所存です。また、そのような私の活動内容に関しては、この議会報告でお知らせしていきたいと考えています。

変わらぬご指導ご鞭撻をいただきますよう、よろしくお願いいたします。



未来派会

